

議案第37号

伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正について

伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和8年2月26日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年伊賀市条例第7号）の一部を次のように改正する。

題名中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業等」に改める。

第1条中「及び特定地域型保育事業」を「、特定地域型保育事業、乳児等通園支援事業及び地域子ども・子育て支援事業」に改め、「（以下「特定教育・保育施設等」という。）」を削る。

第3条第1項中「等」を「及び特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）」に改め、「当該」を削る。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（乳児等通園支援事業利用料）

第7条 市長は、市が設置する特定教育・保育施設等において乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する事業をいう。）を利用した乳児又は幼児の保護者等から別に定める乳児等通園支援事業の利用料を徴収する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。